

単位取得満了者の在学期間延長に係る授業料減免に関する規程

平成28年3月10日施行

(目的)

第1条 学則第50条の規定に基づき、本大学院博士後期課程に在学し、将来、博士論文の提出が期待される者が研究及び起業活動に専念できるように援助するための授業料の減免について定めるものである。

(対象)

第2条 本大学院博士後期課程において3年以上在学し、所定の単位を修得し、さらに博士論文の指導を受け、博士論文審査及び試験のために在学期間を延長する者とする。

2 前項に規定する在学期間は原則として1年を超えないものとする。

(減免額)

第3条 前条第1項に規定する者に対して、その者の残余の在学期間について、学則第41条及び第44条に定める授業料の全額を免除とする。

(申請)

第4条 第2条の規定により在学期間を延長する者は、所定の期日までに在学期間延長申請書および指導教員の同意書を研究科長に提出しなければならない。

2 在学期間延長者が延長期間終了後も引き続き在学を希望するときには、新たに「在学期間延長申請書」を提出しなければならない。

(承認)

第5条 前項の申請があった時は、研究科教授会の議を経て、学長が承認する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年3月26日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年3月10日から施行する。